# デマンド交通実証実験システム導入業務委託仕様書

#### 1 業務名

デマンド交通実証実験システム導入業務

# 2 業務目的

人口減少社会や少子高齢化の進展に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響等、地域の公共交通を取り巻く環境は、近年大きく様変わりしている。このような中、将来にわたって持続可能な公共交通の維持・確保を図るうえで、これまでにない新たな交通手段を導入する必要がある。

また、徳島市では、令和4年に「徳島市中心市街地活性化基本計画」を策定し、中心市街地の活性化に向けて、エリア内での回遊人口の増加に向けた取組を進めるため、集客拠点から広がる域内交通の充実を図る必要がある。

これらを受けて、新たな交通手段として、AIを活用した予約・配車システム(以下「本システム」 という。)を用いたデマンド交通の実証実験を行い、その検証を行うもの。

# 3 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

# 4 業務内容

# (1) システムの設計・構築

- ・システムの設計については、5システム要件及び7運行概要を基に、本市担当者との打ち合わせにより決定すること。
- ・システムはクラウドシステムとして構築すること。(本市事務室等にサーバーを設置することはできない。)
- ・本市担当者及び運行事業者等の関係者に対し、システム利用方法についての説明・指導を行うこと。

# (2)システム保守・運用業務

- ・本市担当者及び運行事業者からのシステム障害、端末故障等に関する問い合わせの対応を行うこと。
- ・システム障害等が発生した場合は、速やかに復旧の措置を講じること。

# (3)システム操作説明業務

- ・本市担当者に対し、ユーザーアプリケーション、ドライバーアプリケーション、管理者アプリケーションの操作説明を行うこと。
- ・運行事業者に対し、ユーザーアプリケーション、ドライバーアプリケーション、管理者アプリケーションの操作説明を行うこと。
- ・ユーザー(地域住民)に対し、ユーザーアプリケーションの操作説明及びサービスの利用説明を行うこと。(説明対象は4地区、各地区40名程度を想定。)

# 5 システム要件

運行に必要なシステム要件は次のとおりとする。

#### (1) 基本要件

- ・利用者からの予約に対し、AIを用いて、リアルタイムに最適な運行経路・スケジュールを作成し、ドライバーアプリケーションに情報を配信できること。
- ・登録可能利用者数の上限がないこと。
- ・利用者・運行事業者・システム管理者とも、本システム利用時にはユーザー認証を行うこと。

# (2) ユーザーアプリケーション

- ・利用者が利用者登録、利用予約、利用者情報の編集等を行うためのスマートフォンアプリケーションを備えること
- ・iOS・Androidでの利用に対応すること。
- ・利用予約時に、乗車人数、乗車希望時刻を指定できること。
- ・利用予約時に、乗降ポイントをキーワード検索及び地図上から選択できること。
- ・利用確定前に、乗車時刻及び降車時刻を提示できること。
- ・予約者が、最新の乗車スケジュールを確認できること。
- ・問合せ先情報(運行事業者及び本市担当者)を表示できること。

# (3) ドライバーアプリケーション

- ・運行車両内にて運転手が、予約情報・経路・運賃等を確認するためのアプリケーションを備えること。
- ・アプリケーションを使用するための車載端末を用意すること。
- ・車載端末がサーバーと通信するための通信回線を用意すること。
- ・通信回線は、通信量による速度制限などにより、運行に支障が出ないよう配慮すること。
- ・乗降ポイントの走行順を表示できること。
- ・地図上で運行経路を確認できること。
- ・現在の車両位置が表示できること。
- ・乗車・降車・予約キャンセル等の処理ができること。

#### (4) 管理者アプリケーション

- ・運行事業者及びシステム管理者が、システム管理のために使用するアプリケーションを備えること。
- ・本市及び運行事業者がアプリケーションを利用できる環境を整えること。
- ・運行区域・運行時間帯・運行車両・乗降ポイント等の運行に関する情報を閲覧・登録・編集・削除できること。
- ・利用者情報の閲覧・登録・編集・削除ができること。
- ・利用者からの電話に基づき、運行事業者による利用予約入力ができること。
- ※利用者からの予約電話を受け付けるコールセンターの開設は、本業務には含めない。
- ・車両の現在位置・利用者の乗車状況等の運行状況がリアルタイムに確認できること。
- ・運行実績等の統計情報が閲覧でき、CSV形式で出力できること。
- ・管理者アプリケーションの利用者登録ができること。

# 6 実績要件

本システムと同様のシステム導入業務について、次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 日本国内の人口40万人以上の都市での実績が1件以上あること。
- (2) 1つの運行エリアにおいて、運行車両2台以上での実績が1件以上あること。
- (3)(1)(2)の要件に関わらず、10件以上の実績があること。

# 7 運行概要

運行概要については、次の表のとおり。ただし、現時点での予定であり、今後変更となる可能性があるため、変更時の対応については本市と協議の上決定することとする。

実証運行期間	令和6年1月上旬~3月末予定
	(期間終了後も継続する可能性あり)
	(令和5年12月中に2回程度試験運行を実施する予定)
運行日	毎日(年末年始除く)
運行時間	09:00~18:00
運行事業者	本市が8月頃に決定する予定
車両	ジャンボタクシー(10人乗り)3台
運賃(1回あたり)	大人 300円 小人 150円
定期券·回数券	なし
予約方法	・スマートフォンから予約
	・コールセンターに電話をかけて予約
運行エリア乗降ポイント	別紙運行エリア図のとおり。
	乗降ポイント数:最大200地点程度を想定。
	利用開始地点と利用終了地点の両方が周辺エリアとなる利用はできな
	いものとする。
	※運行エリアは現時点での予定であり、今後変更となる可能性がある。

# 8 納品物

以下の納品物を本市が指定する場所に納品すること。

- (1) システム設定書
- (2) 保守·運用体制図
- (3) 運行事業者向け運用手順書
- (4)システム管理者向け運用手順書
- (5) 利用者向けユーザーアプリケーション操作手順書

# 9 その他

- (1) 受託者は、本業務を円滑に遂行するため、本市担当者と連絡調整を密にし、必要に応じて 適宜打合せを行うこと。
- (2) 本業務遂行中に受託者が第三者に損害を与えた場合には、速やかに本市に連絡すること。 また、その場合の損害賠償責任は受託者が負うこと。

- (3) 本業務により知り得た内容、結果及び個人情報等を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。
- (4) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。業務の一部を再委託する場合には、再委託予定先の会社概要、再委託の業務内容及び業務管理体制等を記載した書面を本市に提出し、承認を得ること。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市との協議により定めるものとする。

以 上

# 別紙 運行エリア図

※現時点での予定であり、今後変更となる可能性がある。

